



(ハ) 第一室の有効容量は、二室に区分する場合においては、沈殿分離槽の有効容量のおおむね三分の二とし、三室に区分する場合においては、おおむね二分の一とすること。

(ニ) 各室の有効水深は、一・八メートル以上五メートル以下とすること。

(ホ) 第一室においては、流入管の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね三分の一から四分の一までの深さとし、沈殿汚泥を攪乱しない構造とすること。

(ヘ) 各室においては、流出管又はパツフルの下端の開口部の位置を水面から有効水深のおおむね二分の一から三分の一までの深さとし、浮上物の流出し難い構造とすること。

(ト) ポンプにより沈殿分離槽へ汚水を移送する場においては、当該ポンプの一日当たりの送水容量を日平均汚水量のおおむね二・五倍に相当する容量とし、ポンプ升の有効容量は、当該ポンプで移送した場合に、汚水があふれ出ない容量とすること。

(チ) 流入水の流量変動が大きい場合においては、流量を調整することができる構造とすること。

(リ) スクリーン

(イ) 荒目スクリーン（処理対象人員が五百人以下の場合においては、荒目スクリーン及び沈砂槽に代えて、ばつ気型スクリーンを設けることができる。）及び微細目スクリーンをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンは、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) ばつ気型スクリーンは、目幅の有効間隔を三十三ミリメートルから五十五ミリメートル程度とし、下部に散気装置を設け、スクリーンに付着した汚物を除去することができる構造とするほか、除去した汚物等及び砂等を貯留することができる構造とすること。

(ニ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を一ミリメートルから二・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とともに、目幅の有効間隔が五ミリメートル以下のスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ホ) 微細目スクリーンを流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせること。ただし、処理対象人員が五百人以下の場合においては、この限りでない。

(ヘ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができる構造とし、目幅の有効間隔がおおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(三) 沈砂槽

(イ) 有効容量は、一時間当たりの最大汚水量の六十分の一に相当する容量以上とすること。ただし、ばつ気装置を設ける場合においては、一時間当たりの最大汚水量の六十分の三に相当する容量以上とし、かつ、消泡装置を設けるものとする。

(ロ) 槽の底部は、ホッパー型とし、排砂装置を設けること。

(ハ) 槽の底部から排砂装置により排出された砂等を貯留する排砂槽を設けること。

(四) 流量調整槽

(イ) 流量調整槽から移送する一時間当たりの汚水量は、当該槽に流入する日平均汚水量の二十四分の一以下となる構造とすること。

(ロ) 汚水を攪拌することができる装置を設けること。

(ハ) 有効水深は、一メートル（処理対象人員が五百人以上の場合においては、一・五メートル）以上とすること。ただし、槽の底部及び上端から五センチメートルまでの部分を当該有効水深に含めないものとする。

(ニ) 当該槽において、異常に水位が上昇した場合に、次の槽に有効に汚水を移送することができる構造とすること。

(ホ) ポンプにより汚水を移送する場合においては、二台以上のポンプを設けること。

(ハ) 当該槽に流入する一日当たりの汚水量を計量し、及び記録することができる装置を設けること。

(ト) 当該槽から移送する一時間当たりの汚水量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(チ) 回転板接触槽

(イ) 三室以上に区分し、汚水が長時間回転板に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の四分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。

(ハ) 回転板の表面積は、回転板の表面積一平方メートルに対する一日当たりの平均の流入水のBOD（以下「日平均流入水BOD」という。）が五グラム以下となるようにすること。

(ニ) 回転板は、その表面積のおおむね四十パーセントが汚水に接触すること。

(ホ) 回転板は、回転板相互の間隔を二十ミリメートル以上とし、生物膜が付着しやすい構造とすること。

(ヘ) 回転板の円周速度は、一分間につき二十メートル以下とすること。

(ト) 槽の壁及び底部は、回転板との間隔を回転板の径のおおむね十パーセントとする等汚泥の堆積が生じ難く、かつ、汚水が回転板に有効に接触する構造とすること。

(チ) 槽には上家を設け、かつ、通気を十分に行うことができる構造とすること。

(六) 沈砂槽

(イ) 有効容量は、流量調整槽を設けない場合にあつては日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上、流量調整槽を設ける場合にあつては日平均汚水量の八分の一に相当する容量以上とすること。ただし、処理対象人員が九十人以下の場合にあつては、次の表の計算式によつて計算した容量以上とすること。

$V = 2.3 + (1.5q - 2.3)(n - 50) / 40$
この表において、 $n$ 、 $V$ 及び $q$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。
$n$ 処理対象人員（単位 人）
$V$ 有効容量（単位 立方メートル）
$q$ 一人当たりの日平均汚水量（単位 立方メートル）

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては八立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては十二立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル）以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が流量調整槽を設けない場合にあつては三立方メートル以下、流量調整槽を設ける場合にあつては四十五立方メートル（処理対象人員が五百人を超える部分については、五十五立方メートル）以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、処理対象人員が百人以下の場合にあつては一メートル以上、百人以上五百人以下の場合にあつては一・五メートル以上、五百人以上の場合にあつては二メートル以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形（正三角形を除く。）とすること。

(ハ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、沈殿分離槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(七) 消毒槽

第一号四に定める構造とすること。

(八) 汚泥濃縮貯留槽

(イ) 汚泥の濃縮により生じた脱離液を流量調整槽へ移送することができる構造とすること。

(ロ) 有効容量は、流入汚泥量及び濃縮汚泥の搬出計画に見合う容量とし、有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。

(ハ) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。

(ニ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。

(ホ) 構内を攪拌することができる装置を設けること。

(九) 汚泥濃縮設備

汚泥濃縮設備は、汚泥を濃縮し、脱離液を流量調整槽へ、濃縮汚泥を汚泥貯留槽へそれぞれ移送することができる構造とし、(イ)又は(ロ)によること。

(一) 汚泥濃縮槽

(1) 有効容量は、濃縮汚泥の引抜計画に見合う容量とし、有効水深は、二メートル以上五メートル以下とすること。

(2) 流入管の開口部及び流出管又はパツフルの下端の開口部は、汚泥の固液分離を妨げない構造とすること。

(3) 汚泥かき寄せ装置を設ける場合にあつては底部の勾配は百分の五以上とし、当該装置を設けない場合にあつては底部をホッパー型とし、ホッパーの勾配を水平面に対し四十五度以上とすること。

(ロ) 汚泥濃縮装置

(1) 汚泥を脱離液と濃縮汚泥とに有効に分離することができる構造とすること。

(2) 濃縮汚泥中の固形物の濃度をおおむね四パーセントに濃縮できる構造とすること。

(1) 汚泥貯留槽

(イ) 有効容量は、汚泥の搬出計画に見合う容量とすること。

(ロ) 汚泥の搬出を容易に行うことができる構造とすること。

(ハ) 槽内を攪拌することができる装置を設けること。

二 接触ばつ気方式

前号に定める合併処理浄化槽の構造で同号(ロ)の回転板接触槽を(イ)から(ハ)までに定める構造の接触ばつ気槽に置き換えた構造としたもの。

(一) 二室以上に区分し、汚水が長時間接触材に接触する構造とすること。

(ロ) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・三キログラム以下となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。

(三) 第一室の有効容量は、第一室の有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・五キログラム以下となるようにし、かつ、接触ばつ気槽の有効容量の五分の三に相当する容量以上とすること。

(四) 有効水深は、一・五メートル以上五メートル以下とすること。

(五) 有効容量に対する接触材の充填率は、五十五パーセント以上とし、接触ばつ気槽の底部との距離を適切に保持する等、当該槽内の循環流を妨げず、かつ、当該槽内の水流が短絡しないように充填すること。

(六) 接触材は、生物膜による閉塞が生じ難い形状とし、生物膜が付着しやすく、十分な物理的強度を有する構造とすること。

(七) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素を一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。

(八) 各室は、生物膜を効率よく逆洗し、はく離することができる機能を有し、かつ、はく離汚泥その他の浮遊汚泥を引き抜き、沈殿分離槽、沈殿槽、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送することができる構造とすること。なお、ポンプ等により強制的に移送する場合には、移送量を調整することができる構造とすること。

(九) 消泡装置を設けること。

第六第三号(三)中「第二一号の(三)」を「第一号(三)」に改め、同号(三)及び(四)を次のように改める。

(三) 流量調整槽

第一号四に定める構造とすること。

(四) 散水濾床

(イ) 濾材の部分の有効容量は、碎石を用いる場合にあつては濾材一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・一キログラム以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対する日平均流入水BODが三グラム以下となるようにすること。

(ロ) 濾材の部分の深さは、碎石を用いる場合にあつては一・二メートル以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては二・五メートル以上とすること。

(ハ) 散水量は、碎石を用いる場合にあつては濾床の表面積一平方メートルに対して一日当たり十立方メートル以下、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の表面積一平方メートルに対して一日当たり〇・六立方メートル以上とすること。

(ニ) 固定ノズル又は回転散水機(回転散水機の散水口と濾床の表面との間隔を十五センチメートル以上としたものに限る。)によつて濾床の表面に均等に散水することができる構造とすること。

(ホ) 濾材受けの下面と槽の底部との間隔は、三十センチメートル以上とし、かつ、槽の底部の勾配は、五十分の一以上とすること。

(ヘ) 送気及び排気のための通気設備を設けること。

(ト) 濾材には、径が五センチメートル以上七・五センチメートル以下の硬質の碎石又はこれと同等以上に好気性生物膜を生成しやすく、一立方メートル当たりの表面積が八十平方メートル以上、かつ、空隙率が九十パーセント以上であるものを用いること。

(チ) ポンプ弁を有し、当該ポンプ弁には、浮遊物によつて閉塞しない構造で、かつ、十分な処理能力を有する散水用ポンプを二台以上設けること。

(リ) 分水装置を有し、当該装置は、碎石を用いる場合にあつては日平均汚水量の百パーセントに相当する容量以上、碎石以外のものを用いる場合にあつては濾材の部分の深さが二・五メートルのときに日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する容量(濾材の部分の深さが異なる場合においては、当該深さに応じた容量)以上の散水濾床からの流出水をポンプ弁へ一日に移送することができる構造とすること。

第六第三号(中)「第二第一号の(六)」を「第一号(六)」に改め、同号(中)「第二第一号の(九)」を「第一号(九)」に改め、同号(中)「第二第一号の(一)」を「第一号(一)」に改め、第六第四号及び第五号を次のように改める。

四 長時間ばつ気方式

(一) 及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)に定める構造の汚泥濃縮貯留槽(処理対象人員が五百人以上の場合においては、(八)及び(九)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽)を備えた構造で処理対象人員が百人以上であるもの。

(一) スクリーン

(イ) 荒目スクリーンに細目スクリーン、破碎装置又は微細目スクリーンのいずれかをこの順序に組み合わせた構造とすること。ただし、微細目スクリーンにあつては、流量調整槽の次に設けることができる。

(ロ) 荒目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね五十三ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ハ) 細目スクリーンは、目幅の有効間隔をおおむね二十ミリメートルとし、スクリーンに付着した汚物等を除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ニ) 破碎装置は、汚物等を有効に破碎することができるとし、目幅の有効間隔をおおむね二十ミリメートルのスクリーンのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ホ) 微細目スクリーンは、目幅の有効間隔を二ミリメートルから一・五ミリメートル程度とし、スクリーンに付着した汚物等を自動的に除去することができる装置を設け、スクリーンから除去した汚物等を貯留し、容易に掃除することができる構造とすること。

(ヘ) おおむね二十ミリメートルのスクリーンを備えた副水路を設けること。

(ヘ) 微細目スクリーンの流量調整槽の前に設ける場合は、破碎装置と組み合わせることを要する。

(ト) 処理対象人員が五百人以下の場合においては、(イ)から(ヘ)までにかかわらず、第一号(一)によることができる。

(一) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(二) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(三) ばつ気槽

(イ) 有効容量は、有効容量一立方メートルに対する日平均流入水BODが〇・二キログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム)となるようにし、かつ、日平均汚水量の三分の二に相当する容量以上とすること。

(ロ) 有効水深は、一・五メートル(処理対象人員が五百人以上の場合においては、二メートル)以上五メートル以下とすること。ただし、特殊な装置を設けた場合においては、五メートルを超えることができる。

(ハ) ばつ気装置を有し、室内の汚水を均等に攪拌し、溶存酸素をおおむね一リットルにつき一ミリグラム以上に保持し、かつ、空気を容易に調整することができる構造とすること。

(ニ) 沈殿槽からの汚泥返送量を容易に調整し、及び計量することができる装置を設けること。

(ホ) 消毒装置を設けること。

(四) 沈殿槽

(イ) 有効容量は、日平均汚水量の六分の一に相当する容量以上とすること。

(ロ) 槽の水面の面積は、水面積負荷が八立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル)以下となるようにすること。

(ハ) 越流せきを設けて沈殿槽から汚水が越流する構造とし、越流せきの長さは、越流負荷が三十立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、五十立方メートル)以下となるようにすること。

(ニ) 有効水深は、一・五メートル(処理対象人員が五百人以上の場合においては、二メートル)以上とすること。ただし、槽の底部がホッパー型の場合においては、ホッパー部の高さの二分の一に相当する長さを当該有効水深に含めないものとする。

(ホ) 槽の底部がホッパー型の場合においては、当該槽の平面の形状を円形又は正多角形(正三角形を除く)とすること。

(ヘ) ホッパーは、勾配を水平面に対し六十度以上とし、底部を汚泥の有効な引抜きをすることができる構造とすること。

(ト) 汚泥を有効に集積し、かつ、自動的に引き抜くことにより、汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備へ移送するとともに、ばつ気槽へ日平均汚水量の二百パーセント以上に相当する汚泥を一日に移送することができる構造とすること。

(チ) 浮上物が生ずるおそれのあるものにあつては、浮上物を除去することができる装置を設けること。

(六) 消毒槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(七) 汚泥濃縮貯留槽

第一号(八)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(八)(一)「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(八) 汚泥濃縮設備

第一号(九)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(九)中「流量調整槽」を「流量調整槽又はばつ気槽」と読み替えるものとする。

(九) 汚泥貯留槽

第一号(一)に定める構造とすること。

(十) 標準活性汚泥方式

(一) 及び(二)に定める構造のスクリーン及び沈砂槽に、(三)から(六)までに定める構造の流量調整槽、ばつ気槽、沈殿槽及び消毒槽をこの順序に組み合わせ、(七)及び(八)に定める構造の汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽を備えた構造で処理対象人員が五千人以上であるもの。

(一) スクリーン

前号(一)に定める構造とすること。

(二) 沈砂槽

第一号(三)に定める構造とすること。

(三) 流量調整槽

第一号(四)に定める構造とすること。

(四) ばつ気槽

前号(四)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(四)(一)「〇・二キログラム(処理対象人員が五百人を超える部分については、〇・三キログラム)」を「〇・六キログラム」と、三分の二を「三分の一」と、同号(四)(中)「一・五メートル(処理対象人員が五百人以上の場合においては、二メートル)」を「三メートル」と読み替えるものとする。

(五) 沈殿槽

前号(五)に定める構造に準ずるものとする。この場合において、同号(五)(一)「八分の一」と、同号(五)(中)「八立方メートル(処理対象人員が五百人を超える部分については、十五立方メートル)」を「十八立方メートル」と、同号(五)(中)「二百パーセント」を「二百パーセント」と読み替えるものとする。

